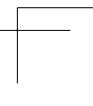
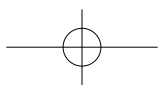
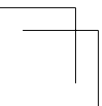
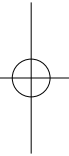
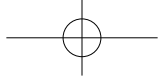
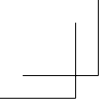


みどりの文化財(保護樹木等) ガイドブック



問い合わせ 新宿区みどり土木部みどり公園課
電話 03(5273)3924 FAX 03(3209)5595

平成 22 年 3 月発行



も く じ

みどりの文化財（保護樹木等）とは	1
保護樹木等の指定基準	1
保護樹木等の支援	
1. 助成金の支給	1
2. 賠償責任保険の加入	2
3. 緊急時の維持管理	2
4. 保護樹林等の落葉回収	3
5. 保護樹木の移植（保護樹木等移植助成制度）	4
この木は元気かな？ <保護樹木健康チェック表>	6
管理について	7
指定・変更・解除 手続きの流れ	

みどりの文化財（保護樹木等）とは

新宿区では、大きな樹木、樹林及び生垣を残していくために、「保護樹木制度」を設けています。この制度は、保護指定した樹木等について、区が維持管理費の一部を助成するなど、所有者の皆様が《みどりの文化財》として末永く育てていただけるように様々な支援を行っています。

保護樹木等の指定基準

樹木が健全で、かつ樹容が美観上優れている樹木のうち、下記の基準を満たすものを《みどりの文化財（保護樹木等）》に指定します。

樹木	地上 1.5m の高さにおける幹周りが 1.2m 以上の樹木
樹林	面積が 500㎡以上の樹林
生垣	高さが地上 1.2 m以上、長さ 15 m以上の生垣で、景観上優れ、良好な管理が行われているもの
その他	区長が特に必要があると認めるもの

保護樹木等には標識を取り付けます。標識は、約25センチ×15センチの緑色の板に樹種名等を標記します。

なお、保護樹林、保護生垣の標識は異なります。

新宿区みどりの文化財 (保護樹木)	
樹種	イチヨウ
指定番号	第H22-〇号

保護樹木等の支援

1. 助成金の支給

保護樹木等の維持管理にかかる費用の一部を助成します。
(限度額は、合わせて9万円)

樹木	1本目は9,000円、2本目以降は4,500円
樹林	500㎡～1,000㎡ 9,000円 それ以上 1,000㎡ごとに4,500円
生垣	0mまで900円/m、20m以上は450円/m

2. 賠償責任保険の加入

保護樹木等の枝が折れたために、通行人に怪我を負わせた場合や倒木によって隣接家屋の一部を損壊させた場合などは、区が加入している保険の対象になります。

事故が発生した際には、区まで速やかに連絡するとともに、事故の状況がわかる写真および図面をご用意ください。

◆保障内容

対人賠償 最大1名5,000万円 1事故2億円

対物賠償 1事故5,000万円

◆保険の適用ができない場合

- ・地震、洪水、津波、噴火による場合
- ・維持管理作業や工事に起因する事故
- ・保険者等の故意による場合
- ・所有者ならびに生計をともにする親族に対して負担する賠償責任

3. 緊急時の維持管理

強風等によって、「保護樹木が倒れた」「枝が折れた」など、緊急時には、区が所有者に代わって対処します。保護樹木等の維持管理にお困りの際は、区にご相談ください。

4. 保護樹林等の落葉回収

袋に集めていただいた落ち葉を、区が回収にうかがいます。
保護樹林等から出る大量の落ち葉の処理にお困りの際はご相談ください。

回収日：11月～1月の週1回程度
(回収日は区までお問い合わせください)

◆落葉回収の流れ

1. 保護樹木・樹林の落ち葉を袋（30ℓ～90ℓ）に集めてください。
※個人の方で、45ℓゴミ袋3袋までは、通常の可燃ゴミとしてお出しく下さい。
※落ち葉以外のもの（ゴミ、石など）が混ざらないようお願いいたします。
2. 袋を分かりやすい場所（玄関先など）に置いてください。
3. 事前に区にお電話もしくはFAXにてご連絡ください。なお、期間中であれば何回でも利用可能です。 <申請事項> ①回収希望日 ②袋詰め落葉の置き場所 ③落葉の量（袋の容量、数量） ④氏名 ⑤住所 ⑥電話番号
4. 区より委託された業者が回収にうかがいます。



5. 保護樹木の移植（保護樹木等移植助成制度）

保護樹木を移植する際には、移植にかかる工事費用の一部を助成します。

◆対象樹木

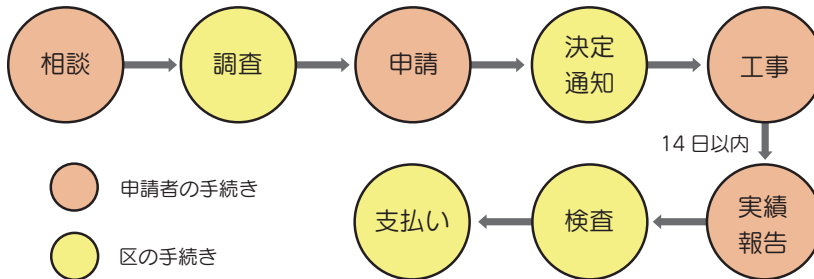
- ① 建て替え等により現在の位置に残せない樹木
- ② 隣地への枝葉の越境問題または、落葉・日照等の問題が発生している樹木
- ③ その他、区長が移植の必要を認める樹木

◆助成金額

掘り取り、植え付け、支柱設置、運搬にかかる工事費用の1/2
<上限額>

樹木1本あたり 30万円、1敷地あたり 90万円

◆手続きの流れ



◆申請書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 現地案内図
- ③ 現況写真
- ④ 敷地現況図
- ⑤ 樹木診断等樹木の状況が把握できる書類
- ⑥ 移植計画書
- ⑦ 移植計画図
- ⑧ 見積書の写し

この木は元気かな？ <保護樹木健康チェック表>

樹木の健康をチェックしてみましょう。ふだんから気をつけてみることで、木が健康に長生きできます。

木の状況を確認して、チェック してみましょう。

キノコが生えている



コフキサルノコシカケ

ベッコウタケ

シイサルノコシカケ

(樹木の心材を腐らせませす) (樹木の根株を腐らせませす) (樹木の心材を腐らせませす)

キノコが生えている樹木は弱ってきている証拠です。特に上記のキノコは心材や根株を腐らし、樹木が突然倒れてくる恐れがあります。

上の枝が枯れている

土壌の状態や幹に何らかの障害（車の通行による踏み固めなど）があり、高い枝まで水が上がりにくくなっている可能性があります。根元の状況はどうなっていますか？

下の枝が枯れている

日照不足などにより枯れてきたと考えられます。

枯れ枝は、強風などにより落ちてくる恐れがあります。早めに剪定を行うなど対処しましょう。

枝葉の密度が少なくなってきたくないか？

根元周辺が踏まれて固くなったり、コンクリート等で覆われたりすると、水分が不足して木が弱り枝葉が減ってきたりします。根元の対策が難しい場合は、定期的に剪定を行い、木の負担を減らしてあげましょう。

□ 木の肌はどんな感じ？

木が活発に生長していると、木の肌は剥がれ、割れ目から明るい色をした新しい樹皮がみえるなど、みずみずしい様子になります。老木や弱っている木は、コケが残り、汚れなどにより黒ずんだりしてきます。

□ 過去に根を切ったことがあるか？

過去に、大きな根を切ったりすると、木に負担がかかり、弱る原因となることがあります。どうしても切らざる得ない場合は、発根材を塗布し、給水を十分に施しましょう。

□ 土が踏み固められていないか？

根から養分や水分を吸収する樹木にとって、根はとっても大事。土が踏み固められてしまうと、生長を阻害する原因となります。固くなっている場合は、適宜掘り起こして、土壌改良をしてあげましょう。



木が弱ってしまったら

大切な樹木が弱ってしまったときは、早めに土壌改良、通風、日照などの問題点を改善し、木の生長を促進することが大切です。

老木や巨木については、枯損や倒木による事故を防ぐために樹木医による診断を行い、維持管理のアドバイス等を行います。「幹が腐ってきた」などの症状がみられた際には、区までご相談ください。

管理について

1. 樹木の良好な維持管理をお願いします

枝葉の剪定や病虫害の駆除、落葉の清掃などをお願いいたします。樹木は一度に強くせん定を行うと、負担が大きくなり枯れる原因となることがあります。定期的な整枝・せん定をおすすめします。

2. 近隣へのご配慮をお願いします

大きな樹木の場合は、日照、通風、落ち葉、枝葉の越境などで近隣にご迷惑をおかけする場合があります。隣接にお住まいの方や通行人に対するご配慮をお願いいたします。

◆剪定の時期

常緑樹：9～10月、3～4月、針葉樹：10～11月

落葉樹：11～3月

◆剪定のポイント

- ① 樹姿より伸びすぎた枝は、少し深めに剪定
- ② 立ち枝、下がり枝は切り除く
- ③ 重なる枝は、いずれか一方を切る
- ④ こんでいるところは、間引く
- ⑤ 根元から出ている枝は切る
- ⑥ 枯れ枝や病虫害の被害にあったものや不要な枝を除く



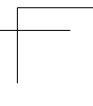
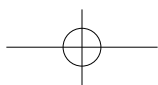
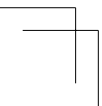
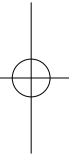
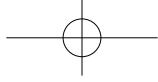
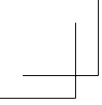
高枝切りバサミ・病虫害駆除用の噴霧器の貸し出し

害虫駆除用の噴霧器と剪定用の高枝切りバサミを無料で貸し出しています。

ご希望の方は、各窓口までお問い合わせください。



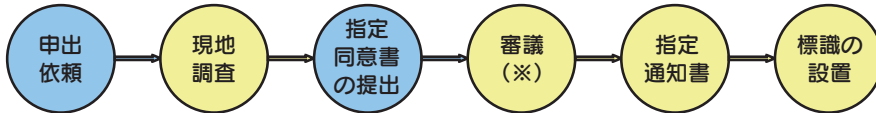
貸し出し場所：みどり公園課窓口もしくは、各特別出張所



指定・変更・解除 手続きの流れ

① 指定

指定を希望する樹木がある場合は、区までご連絡ください。



② 1 所有者名などの変更

所有者などが移行した場合は、速やかに区までご連絡ください。変更等届出書の提出が必要となります。

② 1 指定解除

保護樹木が枯れてしまった場合など、やむを得ず保護指定を解除する際には、速やかに区までご相談ください。区が現地調査・確認を行います。



※審議・・・指定・解除に伴う変更には「新宿区みどりの推進審議会」による審議を行います。

時間を要する場合がございますので、お早めに区までご相談ください。

特別保護樹木制度

保護樹木等のうち、特に重要と認められる樹木について、特別保護樹木に指定し、維持管理の支援を区が行います。

<指定基準>

- (1) 学術上若しくは歴史上の価値または希少性の高い樹木
- (2) 地域の象徴となっている樹木
- (3) 樹勢および樹形が良好で、将来の生育空間が確保されている樹木
- (4) 所有者等が、滅失、枯死その他やむを得ない事由により当該樹木を伐採しないことに同意している樹木